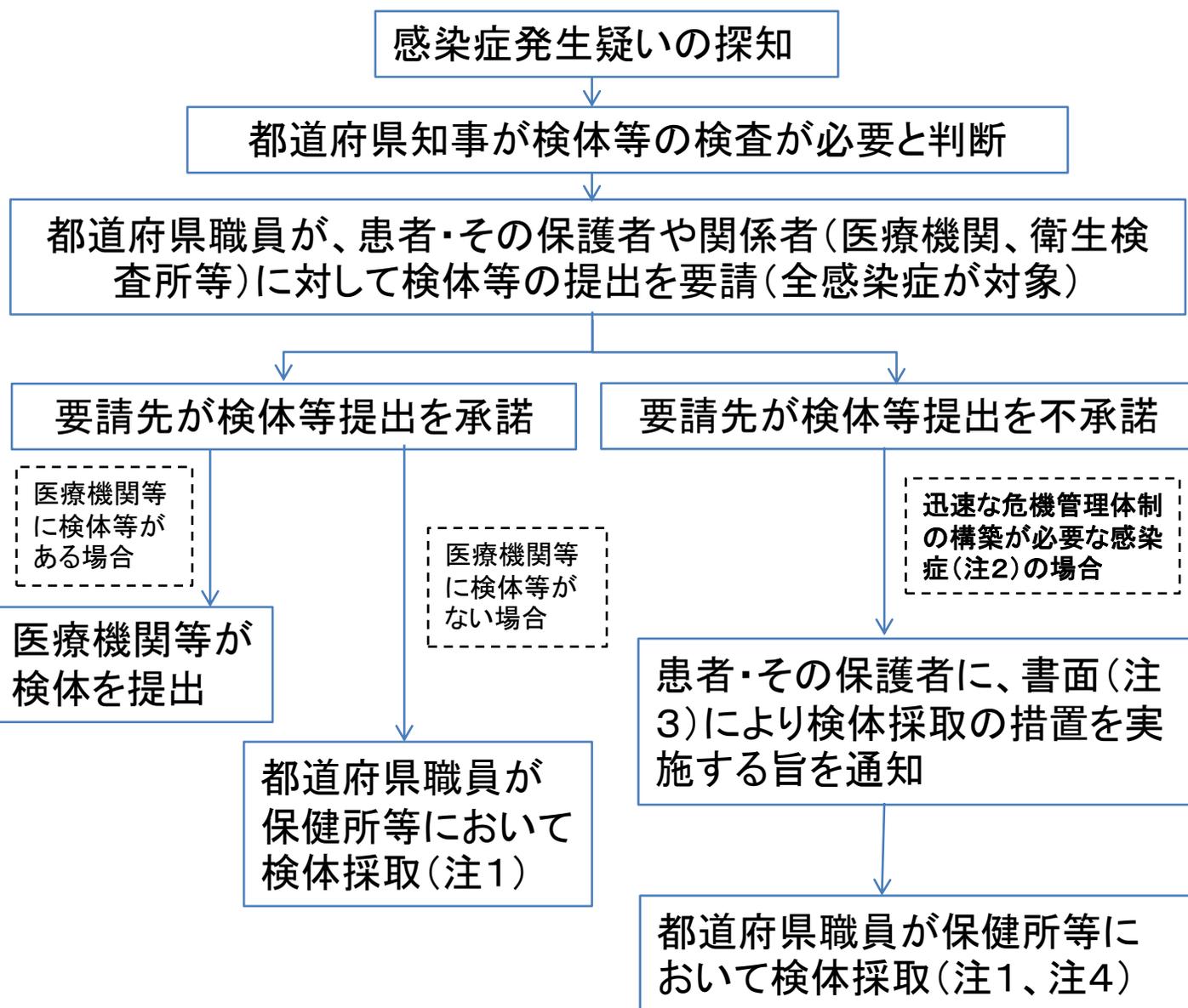


【参考資料1】 検体等提出要請と検体採取措置の流れ



(注1) 採取の方法は、咽頭ぬぐい液や口内の粘膜の綿棒による採取、喀痰や血液の採取など。

(注2) 迅速な危機管理体制の構築が必要な感染症とは、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症(政令で同規定を準用した場合に限る。)をいう。

(注3) 書面の記載内容としては、対象者、感染症の名称、提出要請・採取措置の理由、提出の期限、患者本人から採取する場合には、採取の日時・場所・方法など。

(注4) 健康診断の受診勧告の例からすれば、多くの方が検体等の提出要請に協力することが見込まれる。なお、仮に協力いただけない場合には、検体の採取の必要性について十分に説明し理解を求めた上で実施することとなる。